

グ ル ー プ ホ ー ム し あ わ せ 村

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人C I J 福祉会が設置するグループホームしあわせ村が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護状態又は要支援状態にある者であって認知症の状態にある者（以下「利用者」という）について、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流下で食事、排泄、入浴等の介護その他の日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

2 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。

3 指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

4 共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

- 6 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 7 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 8 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。
- 9 事業者自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホームしあわせ村
- (2) 所在地 高知県高知市浦戸 837-30

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

管理者は、従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

- (2) 計画作成担当者（各ユニット1人） 2人

認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する他、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

- (3) 介護職員（ゆり6人以上、かもめ6人以上） 12人以上

介護職員は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

(利用定員)

第5条 利用定員は、18人とする。

(指定認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行うものとする。

2 利用者の食事及びその他の家事等は原則として利用者と介護従事者が共同で行うよう努めるものとする。

3 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めるものとする。

4 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。

5 常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するように努めるものとする。

(認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第7条 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的サービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成するものとする。

(内容及び手続きの説明と同意)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当施設運営規程の概要、職員の勤務体制その他当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による

ものとし、指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に付された割合に基づく額とする。

2 食材料費（おやつを含む）は1日1,050円を徴収する。

（朝食190円 昼食430円 夕食430円）

3 家賃は、月額32,000円から35,000円の範囲で徴収する。ただし、月の途中で入居又は退居する場合は、日割り計算し徴収する。（小数点以下端数がでる場合は、切捨てとする。）

4 光熱水費は、月額12,500円を徴収する。ただし、月の途中で入居、退居、入院又は外泊する場合は、日割り計算し徴収する。（少数点以下端数がでる場合は、切捨てとする。）

5 施設維持管理費は、月額5,500円を徴収する。ただし、月の途中で入居又は退居する場合は、日割り計算し徴収する。（小数点以下端数がでる場合は、切捨てとする。）

6 共益費は、月額7,000円を徴収する。ただし、月の途中で入居又は退居する場合は、日割り計算し徴収する。（少数点以下端数がでる場合は、切捨てとする。）

7 理美容代及びおむつ代は、実費を徴収する。

8 その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明し同意を得たものに限り徴収する。

（入居に当たっての留意事項）

第10条 利用者は、次の行為をしてはならない。

- （1） 宗教や習慣の相違等で他人を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- （2） 喧嘩、口論、泥酔等で他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- （3） 指定した場所以外で火気を用いること。
- （4） 故意に住居若しくは物品に損害を与えること。

(5) 入居している他の利用者に関する秘密を漏らすこと。

(6) その他、管理者が定めたこと。

(協力医療機関等)

第11条 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関等を定めるとともに、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携及び支援体制を整える等のサービス提供体制を確保する。

(緊急時における対応方法)

第12条 利用者の病状に急変が生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡を行うなど、必要な措置を講じる。

(施設職員の服务等)

第13条 施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意する。

(1) 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。

(2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心掛ける。

(3) お互いに協力しあい、能率の向上に努力するよう心掛ける。

2 施設は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(1) 採用時研修 1年以内

3 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員

でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

5 施設は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 施設は、指定認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第14条 施設は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の発生、再発防止等のため、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針を作成し、整備する

(3) 虐待を防止するための定期的な研修会を実施する

(4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する

(5) 施設は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある利用者を発見した場合、直ちに防止策を講じ高知市へ報告するものとする

(6) 前各号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を設置する。

(身体的拘束等)

第15条 施設は、利用者の身体的拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため、一時的及び緊急やむを得ない場合並びに他に方法がない場合には、家族の同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体的拘束等を行うこと

ができる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施する

(感染症対策)

第16条 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、担当委員会にて随時見直すこと。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための担当委員会をおおむね3月に1回開催する。
- (3) その他関係通知の遵守、徹底

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第17条 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって対応し、損害賠償を行うものとする。
- 3 事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。
- 4 事業者は、事故が生じた際には、事故の発生状況、前各項に規定する必要措置を講じた内容、以後の改善措置等について記録し、台帳に保管するものとする。
- 5 前各号に掲げる措置を適切に実施するために事故発生の防止のための指針を整備する。

(非常災害対策)

第18条 管理者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する為の計画を定める。非常災害に備え年に2回は避難、救出及び、地域の消防訓練への参加、その他必要な訓練を行うものとする。

2 管理者は、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第19条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

(苦情処理)

第20条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じるものとする。

2 提供したサービスに関して、市町村が行う文書などの提出や提示の求め又は当該市町村からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力するものとする。市町村からの指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。

3 施設は利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するものとする。自ら提供した指定認知症対応型共同生活介護に関して国民健康保険団体連合会か

ら指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 職員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人C I J 福祉会理事長と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成19年 9月 1日から施行する。
- 2 平成21年11月1日 一部改正施行
- 3 平成25年4月1日 一部改正施行
- 4 平成25年5月31日 一部改正施行
- 5 平成26年4月 1日 一部改正施行
- 6 平成27年8月1日 一部改正施行
- 7 平成31年7月1日 一部改正施行
- 8 令和2年4月1日 一部改正施行
- 9 令和3年6月1日 一部改正施行
- 10 令和6年4月1日 一部改正施行
- 11 令和7年4月1日 一部改正施行
- 12 令和8年8月1日 一部改正施行